

10月から 介護保険制度の 一部が変わります

高齢社会の進展により、介護サービスの費用は年々増大しています。保険料の上昇をできる限り抑え、制度を維持していくためには、介護保険から給付される費用を効率化・重点化していくことが必要です。

このような背景のもと、ことし10月利用分から、制度の一部が改正されることになりましたのでお知らせします。

「居住費」や「食費」は介護保険の給付の対象外となります

これまでは、同じ要介護状態の人でも、在宅の人と施設に入所している人では費用負担が大きく異なっていました。これは、在宅の場合は居住費（家賃、光熱水費など）や食費は本人が負担しているのに対し、施設に入所している場合は、これらの費用の一部が介護保険から給付されていたからです。

そこで、給付と負担の公平性を図るため、居住費や食費が給付の対象外となります。

給付の対象から外れるもの

介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）における居住費及び食費
ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）における滞在費及び食費
デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）における食費

所得が低い人は負担が軽減されます

居住費や食費の金額は、利用者と施設との契約によることが原則です。しかし、所得の低い人の負担が重くならないよう、負担限度額を設け、利用者の負担が軽減される制度があります（申請が必要です）。
対象となるのは、負担段階が第一段階から第三段階の人で、施設入所者の約六割が該当します。

どこでサービスを受けても、給付と負担が公平となる仕組みに

1か月の負担はどれくらい変わる？ ~ 特別養護老人ホームに入所している人の例 ~

負担段階	対象者	居住費		食費		
		現在	10月以降	現在	10月以降	
第1段階	生活保護受給者と世帯全員が 市民税非課税の老齢福祉年金 受給者	0円	個室	1万円	1万円	1万円
			多床室	0円		
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ 本人の合計所得金額と課税年金 収入の合計が80万円以下	0円	個室	1万3,000円	1万5,000円	1万2,000円
			多床室	1万円		
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ 本人の合計所得金額と課税年金 収入の合計が80万円を超える	0円	個室	2万5,000円	1万5,000円	2万円
			多床室	1万円		
第4段階	本人または世帯員が市民税課税	0円	個室	3万5,000円	2万4,000円	4万2,000円
			多床室	1万円		

第4段階の人の費用は事業者との契約によって決まるため、表に示した額は参考金額です。



各種負担軽減制度の適用を受け
るには、介護保険課への申請が必
要です。
そのほかの介護保険に関するこ
相談も、お気軽に市役所四階介護
保険課までどうぞ。

所得が低い人の負担が一定の範囲を超えないように

高額介護サービス費が変わります

高額介護サービス費とは…

現在、介護サービス費用の1割は自己負担です。負
担の合計額が、一定の上限(負担限度額)を超えた
ときは、超えた分が申請により払い戻される仕組みとな
っています(高額介護サービス費の支給)。

変更点

所得が低い人の負担を軽減するため、負担段階が第
二段階の人の負担限度額が減額されます。

各負担段階の負担限度額

負担段階	現在の負担限度額	10月以降
第1段階	1万5,000円	据え置き
第2段階	2万4,600円	1万5,000円
第3段階	2万4,600円	据え置き
第4段階	3万7,200円	

各負担段階の対象者は4ページの表と同じです。

社会福祉法人による利用者負担軽減制
度の運用が改善されます

社会福祉法人が運営主体となっている施設では、利
用者が一定の要件を満たせば、利用者の負担を軽減で
きる制度があります。その中で、負担段階が第三段階
の人のうち、所得の低い人がこの軽減の対象となるよ
う、運用が改善されます。

軽減制度対象者の要件

左記の要件をすべて満たす人で、生活状況などを総
合的に考慮し、生計が困難であると市が認めたら人
世帯員のすべてが市民税非課税

収入金額が基準以下

預貯金の金額が基準以下

日常生活に必要なもの以外に活用できる資産がない
負担能力のある親族などに扶養されていない
介護保険料を滞納していない

収入と預貯金の基準

世帯の 人数	年間収入の 基準	預貯金額の 基準
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円
4人	300万円	650万円
5人以上	1人分ごとに 50万円追加	1人分ごとに 100万円追加

収入に含まれるもの
年金(障害年金・遺族年
金含む)、給与、送りなど。
非課税であるものも含ま
ます。

介護保険課

☎ 五五二七六六

FAX 五二〇三二一

E kaigo@div.city.fuji.shizuoka.jp